

# 神奈川県 新型コロナウイルス感染症対応資金

## ポイント

**実質3年間無利子※・無担保・据置最大5年**の  
神奈川県中小企業制度融資です。**保証料は半額又はゼロ**です。

※事業者の皆様がお支払いした所定金利については、事後的に相当分をキャッシュバックします。

## 対象要件

**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定書**が必要です。売上減少幅によって取得できる認定が異なります。

ご利用いただける方	いずれかの認定を受けた中小企業者等		
	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
融資限度額	3,000万円→ <b>4,000万円（6月15日から引上げ）</b>		
資金使途	運転資金・設備資金		
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む）		
融資利率	2年以内 : 1.2% 2年超5年以内 : 1.4% 5年超10年以内 : 1.6%	1年超5年以内 : 1.6% 5年超10年以内 : 1.8%	2年以内 : 1.2% 2年超5年以内 : 1.4% 5年超10年以内 : 1.6%
保証人	法人の代表者を除き原則不要 (法人の代表者についても、一定要件①法人・個人分離、②資産超過を満たせば不要)		
担保	不要		

## 利子補給・信用保証料

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主（小規模※のみ）	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者（上記除く）	保証料0.425%	保証料ゼロ・金利ゼロ

注意：条件変更による保証料の増額分と延滞に伴い生じる遅延損害金は事業者負担となります。

※小規模企業者とは、常時使用する従業員数が以下の条件を満たす方をいいます。

製造業・建設業・不動産業・運送業・宿泊業・娯楽業 等 ----- 20人以下

卸売業・小売業・飲食業・サービス業 ----- 5人以下

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

# よくあるお問合せ



## 売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定要件と連動しておりますので、

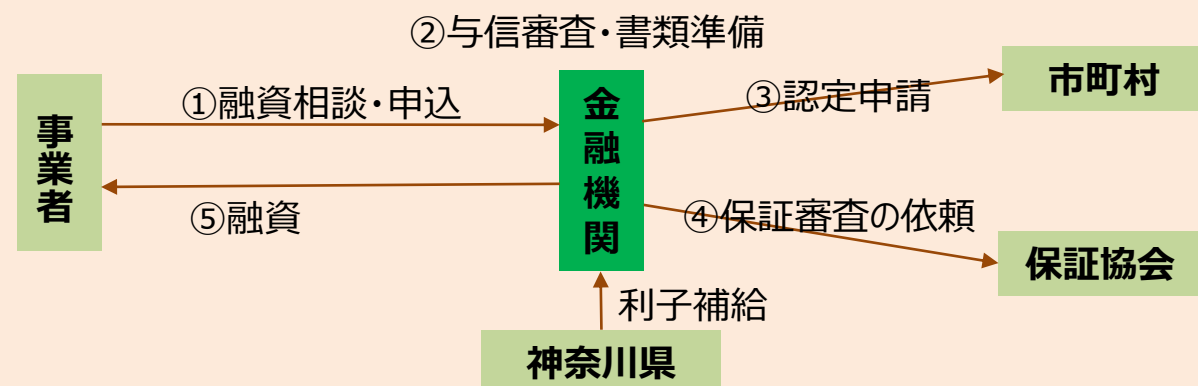
**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証**  
**いずれかの認定書を取得**してください。



## 融資申込みの流れはどのようになりますか？

主に以下のような流れとなります。（一部異なる流れとなる場合もございます）

**お取引のある又は最寄りの取扱金融機関※にご相談**ください。



## 融資申込みに必要な書類を教えてください。

- ① **市町村認定書** (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② **金融機関必要書類**
- ③ **保証協会必要書類** など

具体的にどのような資料が必要となるかは、取扱金融機関※へご相談ください。



## 取扱期間はいつまでですか？

**令和2年12月31日まで**です。まずは**お取引のある又は最寄りの制度融資取扱金融機関※にご相談**ください。

令和2年12月31日までに保証申込受付をし、令和3年1月31日までに融資実行された分まで。

※ 取扱金融機関は、県のホームページにてご確認ください。

神奈川県 新型コロナウイルス 制度融資

検索